

平成22年12月

## コンクリート破砕器作業主任者 技能講習の案内

社団法人 東京都火薬類保安協会  
〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-5  
八重洲五の五ビル2F  
TEL (3279)2529  
FAX (3246)1723

労働安全衛生法に基づく標記の主任者技能講習を下記により行います。

この講習は、当協会が**東京労働局へ、登録講習機関**として登録し、年1回実施しています。

**※メーカーによる製造が22年9月に中止となり、在庫切れの時期の予測は困難なため講習会は今回の実施が最後となる予定です。**

コンクリート破砕器を用いる作業(発破作業と呼ばず、**破砕作業**と称する)は、労働安全衛生法14条ほかの規定により、事業者はこの**主任者の資格を有する者を作業主任者に選任し、その者に上記作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければ作業ができません。**

下記受講資格(A1~C2 6区分)の何れかに該当し、受講を希望される方は、この案内を良くお読みになり、当協会の**講習要領も承知のうえ**、お申込下さい。

但し、火薬類取扱と発破に関する既取得の資格がなく、コンクリート破砕器を用いて行う**破砕の作業に補助者として2年以上の経験**により受講する人(A1区分の人)とは、東京都の場合、東京消防庁の救助隊の部署に所属する人に限られるようです。これ以外に従事経験のある方はお申出下さい。

- 付記：1. コンクリート破砕器は特殊な火薬類で、火薬類取締法で火工品に分類されています。使用されている火薬類の主成分は、コンクリート破砕器用火薬と呼ばれる火薬で、爆薬は使用されていません。
2. その性状や特色は一般の産業用爆薬の類とは大きく異なります。発破の資格を有し爆薬発破の経験が豊富なベテランでもコンクリート破砕器について正しい知識と技能がなければ、多くの場合失敗します。
3. このため、当協会では、技能講習規程で一部科目(ハ、コンクリート破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識)の受講免除に該当する者(甲・乙製造、甲・乙取扱、甲・乙・丁上級の免状保有者C1、C2)も、このハ科目を受講すべきものとして講習会を取り運びます。

## 記

1. 日 時 平成23年1月13日(木) 9:00～受付、9:10開講

A グループの人 21:00迄

B グループの人 17:30迄

C グループの人 17:20迄

2. 場 所 人形町区民館1・2号室 (地図参照)

3. 受講資格 詳しくは、労働安全衛生規則（S47 労働省令37号）79条及び別表第6に規定されているとおり。

次のA～Cの何れかに該当する資格の保有者でないと、受講出来ません。

A-1. コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に2年以上従事した経験を有する者。

A-2. 大学、高専、高校に於いて、応用化学・採鉱・土木に関する学科を専攻して卒業し、コン砕作業に1年以上従事した経験を有する者。

B-1. 発破技士免許を受けた者で、コン砕作業に1年以上従事した経験を有する者。

注：火薬類の取扱と発破に関し無資格であれば、一般的には「発破技士」の資格取得を先ず目指すべきです。

B-2. 鉱山保安法の保安技術職員国家試験規則の甲種坑外、丁種坑外、甲・乙・丁種坑内保安係員、甲・乙種発破係員試験に合格した者。

C-1. 火薬類取締法の甲・乙製造、甲・乙取扱保安責任者免状所持者。

C-2. 鉱山保安法の保安技術職員国家試験規則の甲・乙・丁種上級保安技術職員試験に合格した者。

注： ・ A-1、A-2、B-1の従事経験年数は、事業責任者の証明を要します。

この証明が出来る事業所は、コンクリート破砕器の定常的な消費が火薬類の消費許可で明らかな場合に限られます。

・ C-1、C-2該当の人は、本案内の第1頁付記3に既に述べた通り、コンクリート破砕器…技能講習規程では免除の科目ハを、当協会講習では受講すべきものとして扱います。理由：前頁付記-3.。

## 4. 講習科目と時間割

	講習科目	範囲(講習時間)	受講資格		
			A1, A2	B1, B2	C1, C2
ハ	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識	破砕の準備、穿孔及び装填、結線、配線及び導通試験、点火、不発の装薬及び残薬の点検及び処理 <b>(4時間)</b>	9:10 開講  13:20	9:10 開講  13:20 (途中10分休憩を挟む)	9:10 開講 ※下注-1  13:20
昼食休憩 30分					
ニ	作業者に対する教育などに関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法、作業標準、災害発生時における措置 <b>(1時間30分)</b>	13:50  15:20	13:50  15:20	13:50  15:20
休憩 10分 (15:20~15:30)					
ホ	関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)労働安全衛生施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項 <b>(1時間30分)</b>	15:30  17:00	15:30  17:00	15:30  17:00
ハ、ニ、ホの 修了試験			17:00 ハ、ニ、ホの修了試験 17:30		17:00 ニ、ホの修了 試験 17:20
イ	火薬類に関する知識	火薬類の分類、組成、性質及び用途、火薬類の危険性 <b>(1時間)</b>	17:30 再開	} 終了	
ロ	コンクリート破砕器の取扱いに関する知識	コンクリート破砕器の保管、コンクリート破砕器の取扱い及び運搬、コンクリート破砕器の検査、不良コンクリート破砕器の処理 <b>(2時間)</b>	20:30 終了		
イ、ロ、の 修了試験			20:30  21:00		

注-1: 東京都火薬類保安協会では、本講習会で、C1・C2の者もハの科目を受講すべきものとして扱う。但し、ハの修了試験は行わない。

## 5. 受講料と申込手続に要するもの

受講区分		A		B		C	
		1	2	1	2	1	2
受講申込書(全員提出)		○		○		○	
申込書に添付するもの	受講料等の払込の証票	○		○			
	受講料	会員18,000 非会員23,000		会員 15,000 非会員 20,000			
	テキスト代	800円 テキスト代を受講料に加えて振込して下さい。					
	事業責任者の従事歴証明	○		○	—	—	—
	免状・資格証のコピー	—		○	○	○	○
	写真 2枚 〔6ヶ月以内正面上半身〕 〔対3cm×対2.7cm〕 裏面に氏名記入し、貼らず同封	○		○	○	○	○
修了試験の区分	イ、ロ、ハ、ニ、ホ		ハ、ニ、ホ		注：ニ、ホ		

注：C区分の人は、ハ科目の修了試験は行わないが、講義はハも受講する事。

## 6. 受講料の払込 次の①、②何れかで行ってください。 (受講申込書に送金証票のコピーを添付して送って下さい。)

①銀行振込 振込先：みずほ銀行日本橋支店 普通預金 1256413

口座名義：(社)東京都火薬類保安協会

②郵便振替 加入者名：(社)東京都火薬類保安協会

口座番号：00190-9-0105951

7. 申込期間 講習7日前までに申込手続を行う様お願い致します。

8. 筆記試験 筆記用具を必ず持参して下さい。

9. 修了証 終了解散時に修了証を手交します。

**※受取捺印の印鑑を持参して下さい。(必須)**

コンクリート破砕器技能講習受講申込書

(協会受講者台帳)

申込日 年 月 日

受講希望日 23年 1月13日

写真

講習修了試験番号 No. (協会記入)

Table with personal and qualification information including name, address, birth date, and exam categories.

注：人名漢字、住民登録住所は修了証に記載するので、正確に記入して下さい。

(会 員) 受講者所属事業所名のゴム印

Large dashed box for rubber stamp.

申込手続部署の担当者名、連絡電話番号

Form for lecture ticket delivery address and postal code.

会社名 担当部署、氏名

殿

コンクリート破砕器作業  
従事経験証明書

本籍県名		住民登録の住所	
フリ 氏 氏 名		生 年 月 日	

上記の者は 自、平成 年 月 日  
至、平成 年 月 日  
の間 年 ヶ月に亘り、当事業所が行なうコンクリート  
破砕器を用いる破砕の作業に従事した者であることを証明します。

平成 年 月 日

事業所 所在地  
事業所 名称

代表者職名 氏名

印

\_\_\_\_\_